

第三級海上特殊無線技士試験問題

法 規

法規 20問 } 30問 1時間
無線工学 10問

(注) 次の各問題の記述について、正誤のいずれかを選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

- 1 漁船に無線電話の船舶局を開設しようとする者は、総務大臣にその旨を届け出なければならない。
- 2 無線設備の設置を義務づけられていない漁船の船舶局の免許の有効期間は、免許の日から5年である。
- 3 第三級海上特殊無線技士の資格を有する者は、船舶局の無線電話の国際通信のための通信操作を行うことができる。
- 4 船舶局は、いかなる場合でも、免許状に記載された通信事項の範囲を超えて運用してはならない。
- 5 送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、高調波の強度等は、電波の質という。
- 6 第三級海上特殊無線技士の資格を有する者は、船舶局の空中線電力5ワットの無線電話で25,010kHz以上の周波数の電波を使用するものの国内通信のための通信操作を行うことができる。
- 7 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 8 船舶局は、緊急通信を行う場合を除き、他の無線局にその運用を妨げるような混信その他の妨害を与えてはならない。
- 9 船舶局は、自局に対する無線電話による呼出しを受けたときは、直ちに応答しなければならない。
- 10 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序について海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
- 11 船舶局が無線電話により試験電波を発射する場合において、必要があるときは、10秒間を超えて「本日は晴天なり」の連続及び自局の呼出名称を送信することができる。
- 12 27,524kHzの周波数の電波は、遭難通信、緊急通信又は安全通信を行う場合に使用することができる。
- 13 船舶局は、自局の付近にある遭難している船舶の遭難通報を受信した場合は、これに応答する前に救助作業に向かう旨を最寄りの海岸局に送信しなければならない。
- 14 船舶局における遭難呼出しは、特定の無線局にあてなければならない。
- 15 船舶局は、遭難通信に次ぐ優先順位で緊急通信を取り扱わなければならない。
- 16 船舶局の無線電話による遭難呼出しは、次の事項を順次送信して行う。
 - ① メーデー（又は「遭難」） 3回
 - ② こちらは 1回
 - ③ 遭難船舶局の呼出名称 3回

- 17 漁船の船舶局（漁業の指導監督用のものを除く。）と漁業用の海岸局（漁業の指導監督用のものを除く。）との間において行う漁業に関する無線通信は、漁業通信ではない。
- 18 免許人は、電波法の規定に違反して運用した船舶局を認めたときは、総務省令で定める手続によりその船舶の所属する海岸局の局長に通知しなければならない。
- 19 電波法に違反した無線従事者は、3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止されることがある。
- 20 免許状は、無線局に備え付けておかなければならない書類である。